

令和4年度第1回財政援助団体等監査

監査の種別	地方自治法第199条第7項の規定による監査
監査の対象	施設名：福生市民会館 指定管理者：株式会社コンベンションリンクージ 所管部課：教育部 公民館
監査の範囲	令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）に執行された福生市民会館指定管理委託に関する事業について
実施期間	令和4年12月2日から令和5年2月24日まで
監査委員	平田 敬太郎 ・ 五十嵐 みさ

【意見・要望等】

意見・要望等	改善等措置
<p>【所管課及び指定管理者】</p> <p>(1) 事業情報の誤りについて</p> <p>福生市の広報へ市民会館の事業を掲載した後に、指定管理者の都合で事業の開演時間を変更したことにより、実際の開演時間が広報に掲載された時間と異なり、利用者が困惑する事態が令和3年度に発生した。また、指定管理者が作成した広報の掲載原稿を所管課が確認すると、大半の原稿に誤りが見受けられるため、所管課が修正の作業に時間と労力を要している状況である。</p> <p>広報は当市の情報を発信する有益な伝達手段であることから、掲載誤りがないよう細心の注意を払うべきものである。また、誤掲載は市の信用を損ねかねないことになる。</p> <p>指定管理者は、利用者との信頼関係構築のためにも、事業情報について正確な情報発信に努められたい。また、所管課は指定管理者に対し、今後同様の誤りが発生しないよう十分な指導を行うよう要望する。</p>	<p>【所管課】</p> <p>当該事案は、令和3年12月21日に発生した。市民の信頼を裏切る重大事故として認識している。そのため、所管課としては、指定管理者に対して、掲載原稿の内容の誤り防止に向けた業務の改善を指導した。具体的には、市民会館の原稿作成者、市民会館副館長、市民会館長の決裁ラインにおいてチェックを行うことを、組織内で徹底させた。</p> <p>その上で、所管課としては、再発防止に向けて、提出された原稿は公民館係職員によるダブルチェック等を行い、広報への誤記載の未然防止に努めている。</p> <p>なお、万一、広報記載後の情報内容に変更が発生した場合は、市民会館独自のホームページ等により可能な範囲の手段により周知を図るよう指導を行った。</p> <p>【指定管理者】</p> <p>原稿作成者以外の社員が全員でチェックを行い、誤字脱字、表記方法の妥当性を確認、最終的に館長がルビを含め一文字一文字漏らさずチェックを行い所管課に提出する事とした。</p>

【指定管理者】

(2) 予約、決済システムの導入について

利用者アンケートを見ると、ホール等の使用予約がオンライン上で可能となることを要望する声がある。指定管理者に現状を確認したところ、施設の空き状況はホームページ上で確認することができるが、予約は市民会館の窓口で申請をし、使用料を現金で支払うことで確定するとのことであった。

利用者の利便性の向上を図るために、オンライン上での予約システムの構築及び使用料の現金以外の決済方法について、所管課と連携しながらより良い方法を検討するよう要望する。

【指定管理者】

予約システムの構築にあたっては必要な項目の洗い出しを実施しているところである。当面は仮予約までが出来るウェブ予約システムを構築すべく検討を重ねているところである。

また、現金以外での決済方法については電子決済サービス（クレジットカード、交通系ICカードやQRコード決済）の導入の可否を含めて、所管課とともに調整を図っていきたい。